

# 中学生各種全国大会 緊急時対応マニュアル

## <対象大会>

全国中学生ハンドボールクラブチームカップ

全国 JOC ジュニアオリンピックカップハンドボール大会

春の全国中学生ハンドボール選手権大会

日本ハンドボール協会

中学生専門委員会

コンプライアンス・危機管理 WG

# もくじ

1. 緊急時対応の基本的な考え方（大会期間中）
  - (1) 緊急事案
  - (2) 災害対策委員会
  - (3) 参加者の安全確保及び被害の拡大防止
  - (4) 大会中止・中断等の協議
  - (5) 関係機関への報告
  - (6) 災害対策委員の派遣
  - (7) 広報
2. 緊急時対応フロー図
3. 大会中止基準（中止の目安）
4. 自然災害に対する予防及び対応
  - (1) 荒天時（大雨・洪水・暴風警報等）の対応
  - (2) その他自然災害に対する対応
5. 医療等の予防及び対応
  - (1) 食中毒発生時への対応について
  - (2) 熱中症予防及び対応について
  - (3) 感染症(はしか・インフルエンザ等)の予防および対応について
6. その他予想される要対応事項
  - (1) 不審者侵入時の対応
  - (2) Jアラート発令時の対応
  - (3) 不審物発見時の対応
  - (4) 盗撮への対応
7. 緊急時連絡先一覧
8. 連絡先一覧（例）

## 1 緊急時対応の基本的な考え方（大会期間中）

### (1) 緊急事案

競技会場等において以下の緊急事案・疾病等が発生した場合、現場において迅速に適切な対応を取るとともに、実行委員長は災害対策委員会を招集し日本協会に連絡する。

- ① 自然災害（大雨・洪水・暴風・地震等）が発生した場合
- ② 人的災害（火災・事故・不審物・等）が発生した場合
- ③ 傷病者（怪我・熱中症等）が発生し医療機関への搬送が必要な場合
- ④ 感染症、食中毒などが発生した場合
- ⑤ 事故（交通事故等）で傷病者が重篤な場合
- ⑥ 不審者侵入・Jアラート発令等があった場合
- ⑦ その他、大会運営に支障が生じる事案が発生した場合

### (2) 災害対策委員会

大会ごとに5名程度の災害対策委員会を組織し、災害対策委員長を置く。

### (3) 参加者の安全確保及び被害の拡大防止

緊急事案または疾病等が発生した場合、実行委員長は、その事案を勘案し110番、又は119番通報し、大会参加者の安全確保を図るとともに、必要な措置を講じて被害の拡大防止に努める。なお、明らかに重篤で早急な対応が必要な場合は、発見者が即通報してもかまわない。

### (4) 大会中止・中断等の協議

緊急事案が発生した場合、災害対策委員会は、競技会の中止、一時中断、順延、入場者の制限、避難等について対応を協議する。また、競技会の開催に先立ち、中止、中断等の判断の手順を、予め決めておくこととする。なお、中断・再開した場合も含めて競技会の終了時刻については、選手及び役員・補助員等の健康管理に配慮し、午後8時までとする。

### (5) 関係機関への報告

上記の事由により競技会の中止・中断等の協議を行った場合、実行委員長は日本協会他関係機関に報告を行う。

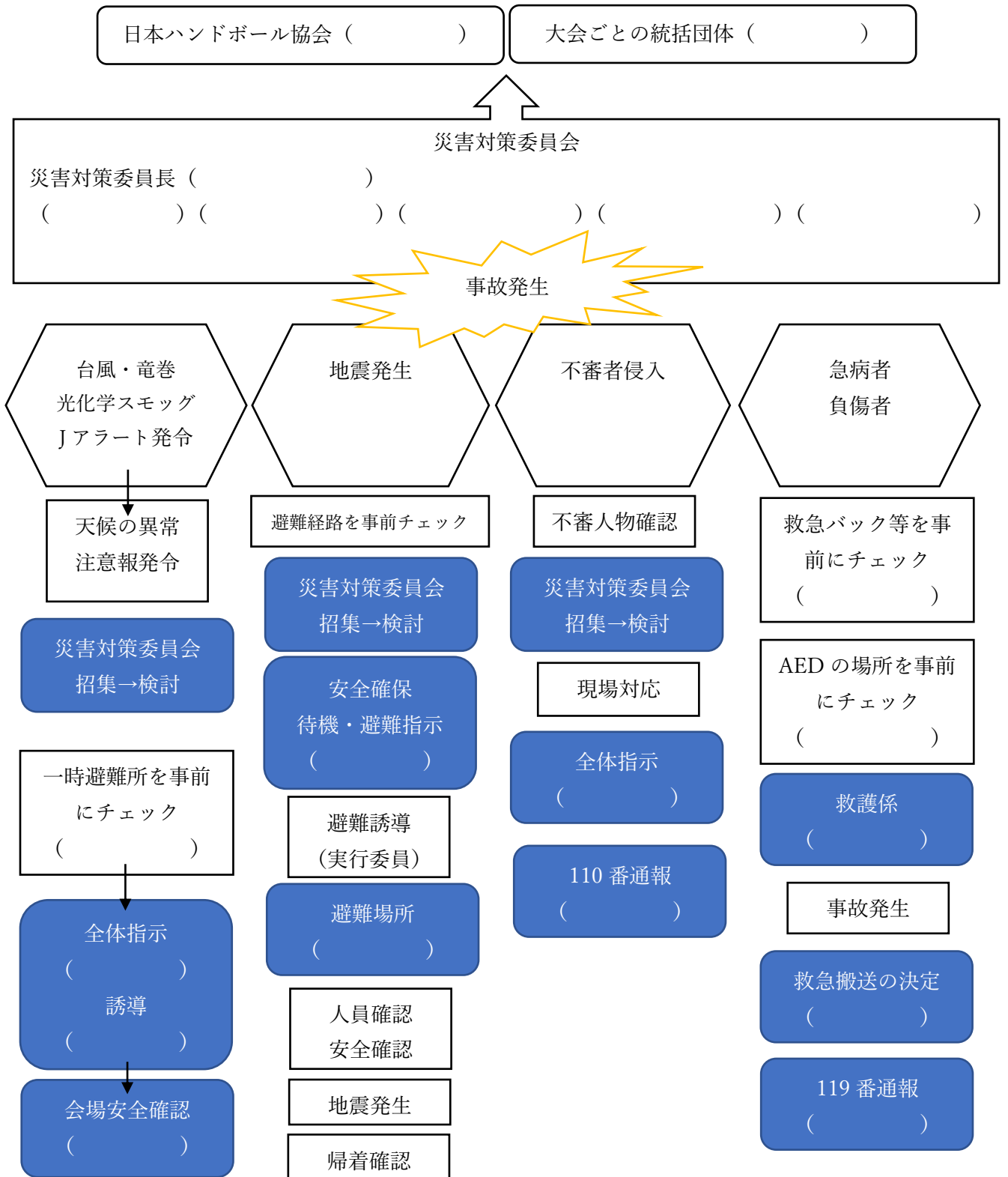
### (6) 災害対策委員の派遣

実行委員長は、必要に応じて災害対策委員を病院等に派遣する等、適切に対応するものとする。

### (7) 広報

実施本部は決定内容について、機関ホームページ並びに必要に応じてSNS等を活用し、速やかに態度を周知する。なお、態度決定に係る広報手段や連絡方法等については、事前に参加者および選手保護者等に対して適切に周知を図ること。必要に応じて担当者を配置し、報道機関等に情報提供を行うこととする。なお、個人情報の取り扱いについては、十分注意をすること。

2 緊急時対応のフロー図



- 留意点
- ①危機に即時対応できるように、初期対応について明確にしておく
  - ②緊急時に対応する組織体制を整え、役割分担を明確にしておく
  - ③緊急時の連絡体制を明確にしておく

### 3 大会中止基準（中止の目安）

- ① 開催地に警報（大雨、強風、洪水）または特別警報が発令されたとき。または予想されるとき。
- ② 開催地に直接に影響する地震が前日、あるいは当日に発生し被害が発生したとき。
- ③ 特別警報または警報が発令されていない場合でも、会場が浸水・崩壊等の被害が出ているとき。
- ④ 開催地に被害が発生し、行政の指示が出た場合（会場が避難先になる場合など）
- ⑤ 被害が他の地域で発生し、開催地または近隣地域に直接的な影響がない場合でも、交通機関の乱れにより 大会に参加することが困難な場合、参加することにより二次災害のおそれがあると予想される時、または、大会開催予定期間内に帰宅が困難と予想される場合。
- ⑥ 大会主催者、役員、審判員等の確保が困難で、大会運営に重大な支障を来すと判断されたとき。
- ⑦ 感染症流行時、厚生労働大臣よりフェーズ 5 の宣言が行われたとき。 新型コロナウイルスの場合は厚生労働省または政府の基本方針を基に関係機関と協議の上、開催中止が望ましいと判断されたとき。
- ⑧ Jアラートが発令され危険性が高いと判断した場合。
- ⑨ 爆破予告、不審物等により開催が困難な状況だと判断された場合。
- ⑩ その他状況により中止の検討の必要と判断した場合。

### 4 自然災害に対する予防及び対応

#### (1) 荒天時（大雨・洪水・暴風警報等）の対応

- ① テレビ、ラジオ、インターネット等により大雨や暴風等の気象情報を随時確認・収集する。
- ② 事前に設定した時刻において、警報が発令された場合は、競技会を中止とすることもある。その際、各チーム、関係機関、役員等には迅速に連絡をする。
- ③ 警報が解除された場合は、警報解除後に、各チーム、関係者、役員等を速やかに集合させ、大会開催の準備が整い次第、競技を開始することができる。
- ④ 警報が解除されていない場合は、それ以降に 解除されたとしても、その日の競技会は中止とすることもある。

#### (2) その他自然災害に対する対応

##### ① 光化学スモッグ注意報

光化学スモッグ注意報が発令された場合は、屋外での活動は中止し、窓を閉める等の措置を取る。その後、大会参加者の健康状態の監視を継続し、適切な処置を行う。

##### ② 地震

ア 避難の必要が生じる場合を想定した避難場所・経路の確保及び指定

イ 地震発生後のアナウンス（例） 「ただいま地震が発生しましたので、競技を一時中断いたします。現在、係員が調査中ですので、次のお知らせまで、しばらくの間、そのままお待ちください。」

ウ 津波警報（注意報）が発令された場合のアナウンス（例） 「ただいま津波警報（注意報）が発令されましたので、競技会を一時中断いたします。現在、係員が調査中ですので、次のお知らせまで、しばらくの間、そのままお待ちください。（又は、皆様の安全のため、競技会を中止し、ただいまより一時避難していただきます。係員が誘導しますので、係員の指示に従って避難を開始してください。）」

- エ 被害状況の確認・施設職員と協力して施設内を巡回して被害状況の確認を行う。また、テレビ、ラジオ、インターネット等により地震情報を確認し、合わせて関係者に伝達する。
- オ 被害が発生した場合、又は震度4以上の場合
  - ・ 火災発生の場合は初期消火に当たる。
  - ・ 施設破損した場合→現場を確認し、危険がある場合は観客等が立ち入らないようにする。
  - ・ 負傷者が発生した場合、負傷者を処置する。
  - ・ 重症傷病者など医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、応急処置を行った上で、119番通報して、救急車の出動を要請する。
- カ 災害対策委員会は、被害状況等を基に大会中止及び大会参加者の避難について、必要に応じ関係機関を含め対応を協議する。
- キ 災害対策委員会は、被害の状況等を勘案して、大会参加者を避難させる。

### ③ 火災

- ア 火災が発生した場合、大声で周囲の人に注意を呼びかける。
- イ 非常ベルを押し、施設管理者に通報する。
- ウ 災害対策委員会は、施設職員と協力して、消火器により初期消火に当たる。
- エ 消防隊員が到着したときは、消火活動を引き継ぐ。
- オ 負傷者が発生した場合、負傷者を搬送する。
- カ 災害対策委員会は、火災及び被害の状況等を基に、大会中止及び大会参加者の避難について、必要に応じ関係機関を含め対応を協議する。

## 5. 医療等の予防及び対応

### (1) 食中毒発生時の対応について

- ①大会期間中の食中毒(疑い)の対応は、食中毒発生時対応マニュアル(資料6)に沿って対応する。
- ②大会終了後に食中毒(疑い)が発生した場合も同様に連絡を取り合いマニュアルに沿って対応する。

### (2) 熱中症予防及び対応について

実施本部は、大会参加者に対して、熱中症指標計等により測定した気温や湿度等を周知するとともに、配布物等で熱中症予防に関する注意喚起を行う。

### (3) 感染症(はしか・インフルエンザ等)の予防及び対応について

- ① 感染症の予防について 大会開催前に選手の体調管理の指導を行うよう注意を促す。
- ② 感染症の発生時における対応について

- ア 医療機関で、はしか又はインフルエンザ等に感染若しくは感染の恐れがあると診断された選手・監督等が発生した場合、大会本部は、その状況について日本協会へ報告する。
- イ 濃厚接触による二次感染者の確認を行い、その対応等については、日本協会や関係機関(医療機関、所轄保健所等)の指示を受けて対応し、宿泊施設と連携して集団感染の拡大防止に努める。

## 6. その他予想される要対応事項

### (1) 不審者侵入時の対応

#### ① 予防

ア 各競技専門部は競技会会場等に不審者が侵入した際の安全確保の対応について、参加者に周知しておく。

イ 必要に応じて参加者にIDカードを発行するなどの対応を行う。

#### ② 不審者かどうか疑わしい場合や問題発生時の対応

ア 不審者かどうかを確認する。(受付での対応や声かけ等により判断する。)

イ 立入の正当な理由がない場合は退去を求める。

ウ 危害を加える恐れのある場合は隔離し、警察へ通報する。

エ 参加者を安全な場所へ避難誘導する。

オ 負傷者がいる場合は、速やかに消防に通報すると共に、応急手当等を実施する。

カ 必要に応じて保護者への連絡、説明等を行う。

### (2) Jアラート発令時の対応

大会への移動前は、宿舎待機とする。また、移動中に発信があった場合は下記のとおり速やかな避難行動をとるように事前に参加者に周知しておく。

競技中においては、原則として活動を中断し、観客等を含め避難等の指示を行う。

#### ① 速やかな避難行動

ア 屋外にいる場合、近くの建物の中か地下に避難させる。

イ 建物がない場合、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守るよう指示する。

ウ 屋内にいる場合、窓から離れるか、窓のない部屋に移動するよう指示する。

#### ② 正確かつ迅速な情報収集

ア 情報収集に努め、行政からの指示があればそれに従う。

イ 参加者の安否を確認し、必要に応じてチーム代表者を通じ、保護者への安否情報の伝達を行う。

ウ 必要に応じてチーム代表者を通じ、選手の保護者への引き渡しを行う。

### (3) 不審物発見時の対応

#### ① 爆破予告の電話やインターネットへの書き込みの対応

電話を受信した場合は、その内容をメモしたうえで、直ちに現地警察署に通報する。電話機に録音機能がある場合は通話内容を録音する。また、大会等の運営を妨害するようなインターネットの書き込みや書類の郵送があった場合も直ちに所轄警察署に通報する。

#### ② 発見した場合の対応

会場で不審物や危険物を発見した場合は、触らず・動かさず・近づかずに、直ちに警察署に通報し、処理を専門家に委ねる。大会本部は、施設管理者と共同して立ち入り制限など必要な措置を行う。

#### ③ 負傷者へ政治の対応

負傷者が発生した場合、運営本部は急病者・負傷者対応フロー図に沿って対応する。

#### ④ 大会の中断

大会等の会場に危険が及ぶと判断される場合、運営本部は大会等を一時中断する。参加者への情報提供を迅速かつ適切に行い。パニックの発生を抑え、被害を最小限にとどめるように努める。

⑤ 再開の判断

運営本部は、状況を確認し再会又は中止の判断を行う。

大会を中断し避難を行う場合のアナウンス（例）

ただいま施設内に不審物が持ち込まれている疑いが判明しました。万が一に備え、皆様の安全のために競技を一時中断し、避難していただきます。係員が誘導しますので、その指示に従って落ち着いて避難を開始してください。なお、お体の不自由な方、ご高齢の方、お子様などがいらっしゃいましたら、助け合ってくださいよう、ご協力をお願いします。

(4) 盗撮への対応

大会本部は、必要に応じて撮影者の立入エリア制限や報道撮影エリアを設定する。以下の場合、不審者（又はその疑い）と判断し、注意喚起・内容確認等を行う。

- ・撮影許可を取得せずに報道撮影エリアで撮影を行っている者
- ・一般観覧者やチーム関係者から訴えがあった場合
- ・競技の妨げになる場合

注意喚起や内容確認依頼を行ったが従わない場合、または、撮影内容がふさわしくないと判断した場合は、110番通報を行い、警察の協力を要請する。

7. 緊急時連絡先一覧

	機関名	連絡先
警察署		
消防署		
医療機関		
保健所		
行政機関		

8. 連絡先一覧（例）

役職名（氏名）	連絡先	役職名（氏名）	連絡先
日本協会（ ）		実行委員長（ ）	
総務部長（ ）		事務局長（ ）	
競技部長（ ）		副競技部長（ ）	
審判部長（ ）		副審判部長（ ）	
広報部長（ ）		審判長（ ）	